

横須賀市報

号外第9号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 角宮村印刷所
-------------------------	------------------------------------	--

目 次

上下水道企業管理規程	
◇上下水道局事務分掌規程中一部改正	1
◇上下水道局専決規程中一部改正	〃
◇上下水道局公印規程中一部改正	〃
◇上下水道局会計規程中一部改正	〃
◇上下水道局契約事務取扱規程中一部改正	2
◇下水道条例施行規程中一部改正	〃
上下水道局公告	
◇横須賀都市計画下水道事業の賦課対象区域について	5
消防局訓令甲	
◇消防吏員服制規程中一部改正	〃
◇火災予防事務処理規程中一部改正	10
◇火災予防違反処理規程中一部改正	〃
◇防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程中一部改正	11
◇火災調査規程中一部改正	〃
◇救急業務規程中一部改正	12
議会規程	
◇横須賀市議会公印規程中一部改正	〃
教育委員会規則	
◇教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する等の規則	〃
◇教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正	13
◇教育委員会事務局等事務分掌規程中一部改正	〃
◇教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中一部改正	〃
◇横須賀市教育委員会公印規則中一部改正	〃
教育委員会訓令甲	
◇教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正	14
◇教育委員会専決規程等中一部改正	〃
◇学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中一部改正	15
選挙管理委員会告示	
◇横須賀市選挙管理委員会規程中一部改正	〃
土地開発公社公告	
◇令和4年度横須賀市土地開発公社事業計画について	〃
◇令和4年度横須賀市土地開発公社予算について	〃

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第1号

上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

第6条総務課の部中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14)働き方改革の推進に関すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第2号

上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第

3号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

別表第3注に関する部分中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第1項において、契約金額変更に当たっての決裁区分は、変更後の契約金額が当初の予算執行伺の金額を下回る場合には当初の決裁区分によるものとし、当初の予算執行伺の金額を上回る場合には増額後の金額に対応する決裁区分によるものとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道局公印規程（昭和41年横須賀市水道企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

管守者	使用区分
経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

管守者	使用区分
経営部総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

第52条第1項第1号ウ「旅費」の次に「（庶務事務システム（職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。）を使用する方法により行われた出張命令に基づく出張に係る旅費を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

を

に改める。

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道局契約事務取扱規程（平成19年横須賀市上下水道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

第14条第2項中「、請求書に検査印を押印することにより」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

横須賀市下水道条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

第4条の次に次の1条を加える。

(水道水以外の水を使用する場合の届出等)

第4条の2 条例第5条の2第1項前段の規定による届出をしようとする者は、井戸水等使用届（第3号様式の2）に管理者が別に定める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 条例第5条の2第1項後段に規定する使用の態様を変更しようとするときは、次に掲げるときとする。

- (1) 公共下水道に流入させる汚水を水道水の使用による汚水から井戸水その他の水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）の使用による汚水に変更しようとするとき又は井戸水等の使用による汚水から水道水の使用による汚水に変更しようとするとき。
- (2) 井戸水等の使用による汚水の流入に加え、水道水の使用による汚水を流入しようとするとき。
- (3) 揚水設備の数を増減しようとするとき又は動力式揚水設備を交換し、若しくは当該設備の能力等を変更しようとするとき。
- (4) 第15条第1項第3号に規定する使用者の世帯人員、業態、水の使用状況その他の事実の変更が生じることとなったとき。
- (5) その他使用の態様を変更しようとするときとして管理者が認めるとき。

3 条例第5条の2第1項後段の規定による使用の態様を変更しようとするときの届出は、井戸水等使用態様変更届（第3号様式の3）によらなければならない。

4 条例第5条の2第2項の規定による確認は、同項に規定する設備の設置場所において、当該設備の構造等について行うものとする。

5 条例第5条の2第3項の規定による届出は、給水設備工事完了届（第3号様式の4）によらなければならない。

第15条を次のように改める。

(排除汚水量等の認定)

第15条 井戸水等を使用する場合における条例第14条第2項第2号の規定による排除汚水量の認定又は同項第3号の規定による汚水の量の認定は、次に掲げるところによる。

- (1) 動力式揚水設備を設置しているときは、動力式揚水設備の性能及び使用状況、使用者の業態等を考慮して認定する。
- (2) 動力式揚水設備を設置していないときは、使用者の世帯人員、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して認定する。
- (3) 前2号に掲げるところによりがたいときは、あらかじめ使用者と協議の上、認定する。

2 条例第14条第3項後段の規定による排除汚水量の認定がなされることとなる使用者は、あらかじめ管理者が別に定める書類を添えて排除汚水量減量認定届（第15号様式の2）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前2項に規定する排除汚水量の認定又は汚水の量の認定をしたときは、その結果を排除汚水量等認定通知書

（第15号様式の3）により通知するものとする。

第16条の見出しを「（一時使用の届出等）」に改め、同条中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の一時使用に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

第17条の次に次の2条を加える。

（計測装置の設置の届出等）

第17条の2 条例第14条の3第2項の規定による届出は、計測装置設置・変更届（第16号様式の2）によらなければならぬ。

2 条例第14条の3第3項の規定による届出は、計測装置設置完了届（第16号様式の3）によらなければならない。

3 条例第14条の3第5項の規定による報告は、使用水量報告書（第16号様式の4）によらなければならない。

（身分証明書）

第17条の3 条例第15条の2第2項に規定する証明書は、身分証明書（第16号様式の5）による。

第19条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、管理者において必要がないと認めたときは、この限りでない。

第19条第3項中「公共下水道敷地使用許可通知書」を「公共下水道敷地使用許可書」に、「により通知する」を「を交付する」に改める。

別表中「通路の幅」を「接道のために通路を新設する場合においては、通路の幅」に改め、同表備考に関する部分を次のように改める。

備考

1 公共下水道敷地使用料の額は、使用物件ごとに算定し、算定して得た額が100円以上である場合に10円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算定して得た額が100円に満たない場合は100円とする。

2 管理者が公共下水道敷地使用料を徴収することが不適当であると認めるときは、無料とする。

第3号様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式の2（第4条の2第1項関係）

井戸水等使用届

年　月　日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) (所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話
使用者の氏名又は名称	
使 用 場 所	
届 出 区 分	
使 用 水 の 別	
使 用 用 途	
計 測 装 置 の 有 無	
使 用 開 始 年 月 日	
施 行 業 者 等	
備 考	

第3号様式の3（第4条の2第3項関係）

井戸水等使用態様変更届

年　月　日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) (所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話
使用者の氏名又は名称	
使 用 場 所	
変 更 の 内 容 及 び 理 由	
変 更 年 月 日	
備 考	

第3号様式の4（第4条の2第5項関係）

給水設備工事完了届

年　月　日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) (所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
設 置 場 所	
給 水 設 備 の 工 事 種 別	
使 用 水 の 別	
排 出 先	
工 事 の 期 間	
給 水 設 備 施 行 者	
備 考	

第15号様式の次に次の2様式を加える。

第15号様式の2（第15条第2項関係）

排除汚水量減量認定期

年　月　日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) (所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
使 用 場 所	
届 出 区 分	
使 用 水 の 別	
使 用 用 途	
計 測 装 置 の 有 無	
使 用 開 始 年 月 日	
施 行 業 者 等	
備 考	

第15号様式の3（第15条第3項関係）

排除汚水量等認定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者 団

年 月 日付けて届出がありました公共下水道の使用に係る排除汚水量等について、次のとおり認定しましたので通知します。

使用者の氏名又は名称	
使 用 場 所	
認 定 区 分	
使 用 水 の 別	
使 用 用 途	
認 定 期 間	
認 定 し た 汚 水 の 量	
遵 守 事 項	

第16号様式の3（第17条の2第2項関係）

計測装置設置完了届

年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

住 所
届出者 氏 名
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 電 話

使用者の氏名又は名称	
設 置 場 所	
口 径 と 形 式	
設 置 年 月 日	
検 定 満 了 月	
設 置 時 の 指 針 値	
計 测 装 置 設 置 施 行 者	
備 考	

第16号様式の次に次の4様式を加える。

第16号様式の2（第17条の2第1項関係）

計測装置設置・変更届

年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

住 所
届出者 氏 名
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 電 話

使用者の氏名又は名称	
設 置 場 所	
設 置 ・ 変 更 理 由	
口 径 と 形 式	
設 置 ・ 変 更 年 月 日	
新 計 測 装 置 設 置	
新 検 定 満 了 月	
旧 計 測 装 置 の 指 針 値	
新 計 測 装 置 の 指 針 値	
計測装置設置・変更施行者	
備 考	

第16号様式の4（第17条の2第3項関係）

使用水量報告書

年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

住 所
使用者 氏 名
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 報告担当者
 電 話
 F A X

年 月分の使用水量を次のとおり報告します。

今回指針 m ³ (/)	前回指針 m ³ (/)	差引水量 m ³

(事務処理欄)

--

第16号様式の5（第17条の3関係）

身分証明書		第 号
	横須賀市上下水道局	
	所属	氏名
(年 月 日生)		
上記の者は、横須賀市下水道条例第15条の2第1項の規定による立入検査等を行うことができる者であることを証する。		
年 月 日交付		
横須賀市上下水道事業管理者 印		

備考 写真は、縦2.8センチメートル、横2.3センチメートルとする。
 (55×85)

第18号様式注に関する部分を削る。
 第19号様式中「公共下水道敷地使用許可通知書」を「公共下水道敷地使用許可書」に、

使 用 面 積		を
使 用 期 間		
使 用 面 積 等		に
使 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	

改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第2号

横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（昭和48年横須賀市条例第28号）第5条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定めます。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において一般の縦覧に供します。

令和4年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長島洋

負担区の名称	負担金を賦課しようとする区域			摘要要
	町	名	丁目	
西部負担区	長沢	4	丁目	一部
	長井	1	丁目	一部

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

消防吏員服制規程（平成8年横須賀市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

別表第1冬帽の項中「帽の両側」を「、帽の両側」に、「濃紺色とする」を「、濃紺色とする」に改め、同表夏帽の項中「藤づる編」を「、藤づる編」に改め、「ものとする。」の次に「階級にかかわらず、消防士・消防士長の周章とする。」を加え、同表冬服の項中「二重」を「、二重」に、「司令補」を「、司令補」に改め、同表活動服の項中「作業帽と同様」としを「青紫色とし」に、「そでは付けそで」を「袖は、付け袖」に、「地質は難燃性」を「地質は、難燃性」に、

「階級章 冬服上衣と同様とする。」を

「階級章 冬服上衣と同様とする。ただし、布製とする。」に、
 「名札 台地は黒色とし、名字をオレンジ色の糸で刺しゅうし、左胸部に付ける。」

「作業帽と同様とする」を「上衣と同様とする」に改め、同表執務服の項中「地色」を「、地色」に改め、「4個」の次に「（オレンジ色の執務服にあっては、5個）」を加え、

「階級章 冬服上衣と同様とする。」を

「階級章 冬服上衣と同様とする。ただし、布製とする。」に改
 「名札 台地は黒色とし、名字をオレンジ色の糸で刺しゅうし、左胸部に付ける。」

め、同表救助服の項中

「形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は當て地とする。
 地質は、難燃性とする。」を
 「階級章 冬服上衣と同様とする。」

「形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は、當て地とする。
 地質は、難燃性とする。」に改
 「階級章 冬服上衣と同様とする。ただし、布製とする。」
 「名札 台地は黒色とし、名字をオレンジ色の糸で刺しゅうし、左胸部に付ける。」
 「肩章 外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と類似色のボタン1個で留める。」

「長ズボンとし、両ももの側面に各1個のファスナー式ポケットを付ける。」を「長ズボンとし、両ももの側面に各1個のファスナー式ポケットを付ける。」に改め、同表冬救急服の項中部分は、當て地とする。」に改め、同表冬救急服の項中

「比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付け、胸部左右のポケットにはふたを付ける。」を「比翼仕立てとし、左右胸部にふた付きアウトポケットを各1左袖にペンポケットを付ける。」

個付け、地質と類似色のマジックテープでふたを留める。」に、

「階級章 冬服上衣と同様とする。」を

「階級章 冬服上衣と同様とする。ただし、布製とする。」に、
 「名札 台地は黒色とし、名字をオレンジ色の糸で刺しゅうし、左胸部に付ける。」

「形状は図」を「形状は、図」に改め、同表夏救急服の項中「長そで又は半そでとし、その他は冬救急服上衣と同様とする。ただし、半そでの場合は、左肩下のポケットを付けないものとする。」を「長袖又は半袖とし、その他は、冬救急服上衣と同様とする。」に、

〔階級章 冬服上衣と同様とする。〕を

階級章	冬服上衣と同様とする。ただし、布製とする。
名札	台地は黒色とし、名字をオレンジ色の糸で刺しゅうし、左胸部に付ける。
肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、白の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに、襟側を地質と類似色のボタン1個で留める。

に改

め、同表外とうの項中「左胸及び背部」を「左胸に「YOKOSUKA FIRE BUREAU」、背部」に改め、同表雨衣の項中「シングル打合せ」を「、シングル打合せ」に、「に「YOKOSUKA FIRE BUREAU」を「の上段に「YOKOSUKA CITY FIRE BUREAU」、下段に「横須賀市消防局」に改め、同表ネクタイの項及び手袋の項を次のように改める。

ネクタイ	色は、濃紺色とする。
手袋	色は、白色とする。

別表第1ベルトの項中

「ズボンと類似色とし、前金具の中央には消防章を付ける。ただし、救急用は灰色とし、前金具の色は銀色とする。」を「ズボンと類似色とし、ワントッチバックル式又はダブルホール式ンタッチバックル式の前金具の中央には、消防章を付ける。」に改め、同表くつ下の項中「くつ下」を「靴下」に改め、同表活動用短靴の項中「安全補強」を「、安全補強」に改め、同表編上靴の項中「及び地質」を削り、「形状は、図のとおりとする。」を「ファスナーにより、容易に着脱できる構造とする。」に改め、同表長靴の項中「踏抜き防止板」を「、踏抜き防止板」に改める。

別表第2冬服の項中

「男性と同様とする。形状は、図のとおりとする。」を「男性と同様とする。ただし、打合せを右上前とする。」に改め、同表活動服の項中

〔階級章 を 階級章 名札〕	に改め、同表ベルトの項を削り、
-------------------	-----------------

同表執務服の項中

色	水色
製式	
階級章	男性と同様とする。

を

色	
製式	
階級章	男性と同様とする。
名札	

に

改め、同項の次に次のように加える。

救助 衣 服	上	色	男性と同様とする。
	製式		
	階級章		
	名札		

ズボン	色	男性と同様とする。
	製式	

別表第2冬救急服の項中「〔階級章〕」を「〔階級章
名札〕」に改め、
同表夏救急服の項中「〔階級章〕」を「〔階級章
名札
肩章〕」に改

め、同表中

ワイシャツ	白色。ただし、打合せは右上前とする。
-------	--------------------

外 と う 雨 衣 ズボン ワイシャツ	セミロング	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

上 衣 ズボン ワイシャツ	ショート	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

上 衣 ズボン ワイシャツ	上	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

ズボン ワイシャツ	ズボン	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

に、

ストッキング	ベージュ色
外 と う 雨 衣 ズボン ワイシャツ	色

上 衣 ズボン ワイシャツ	セミロング	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

ズボン ワイシャツ	ショート	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

上 衣 ズボン ワイシャツ	上	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

ズボン ワイシャツ	ズボン	色	男性と同様とする。
	製式		
	標識		
	色		

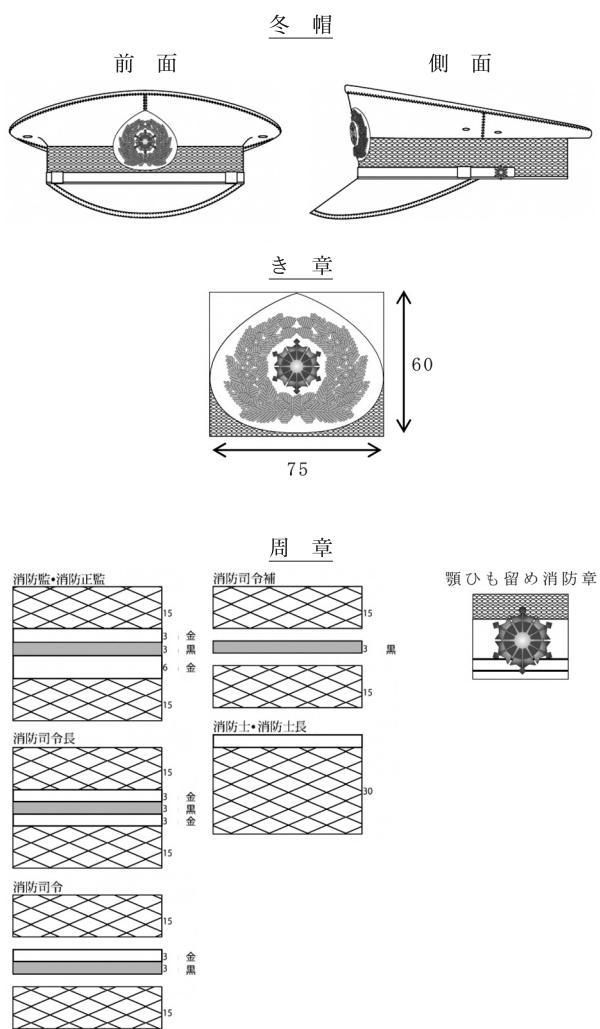
を

靴 下	男性と同様とする。
-----	-----------

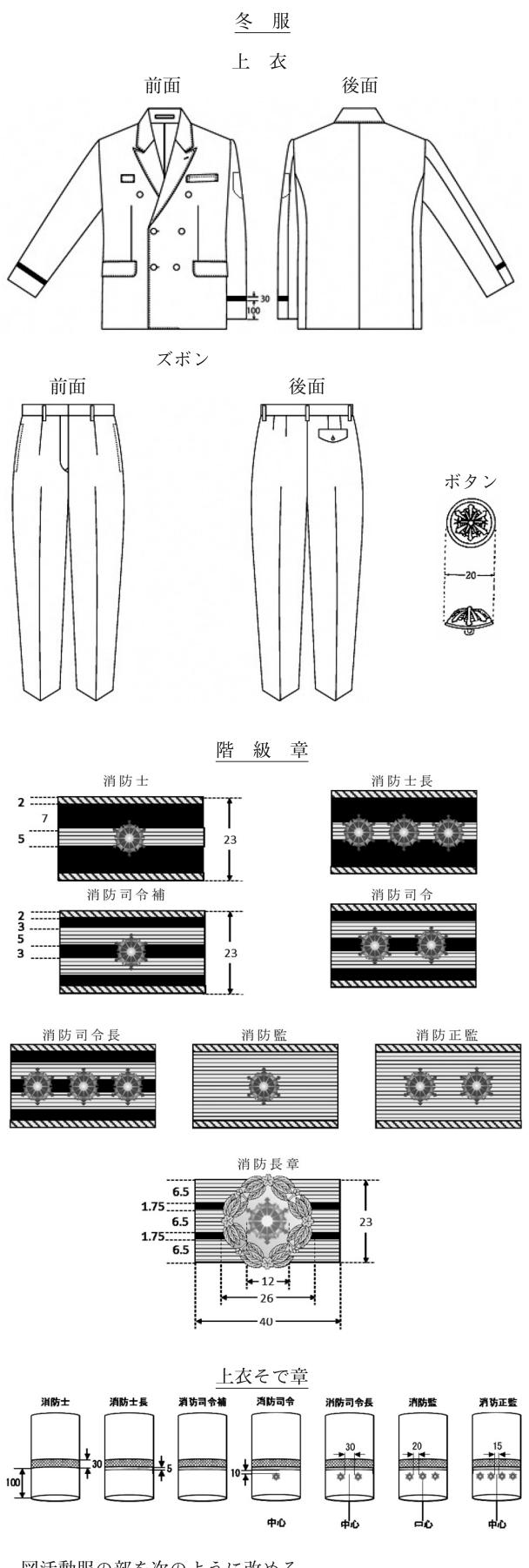
める。

別表第3 防火帽の項中「装置を付ける」を「装置を付け、合成繊維の顎ひもを付ける」に改め、「前後部に」の次に「ひさしを付け、内部前面に」を加え、「透明製」を「透明」に、「難燃性」を「難燃性」に、「両眼」を「両眼」に、「耐熱・耐炎性難燃繊維」を「耐熱・耐炎性難燃繊維」に改め、同表保安帽の項中「難燃性」を「難燃性」に改め、同表防火衣の項中「左右側腹部」を「左右側腹部」に改め、同表防ズボンの項中「紺色」を「濃紺色」に、「ファスナー」を「ファスナー」に、「耐熱・耐炎性難燃繊維」を「耐熱・耐炎性難燃繊維」に改め、同表防火靴の項中「アッパー部は、防水性を有する皮革とし、つま先部」を「つま先部」に、「内蔵したもので、ソール部は耐火ゴム製で、中底に中敷状の金属プレートを内蔵するものとする」を「入れ、底は、踏抜き防止板で補強する」に、「とおりとする」を「とおりとし、地質は、耐火ゴム製とする」に改める。

図冬帽の部、き章の部及び周章の部を次のように改める。



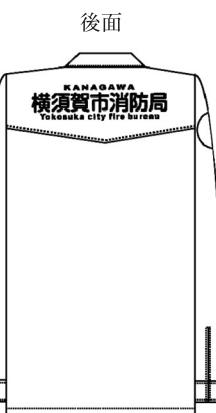
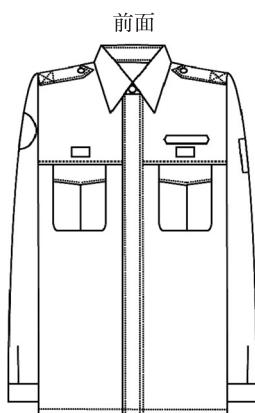
図冬服の部、階級章の部及び上衣そで章の部を次のように改める。



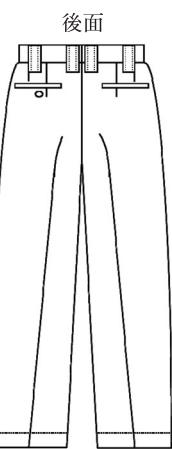
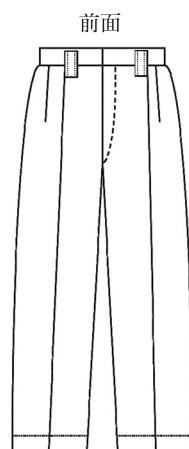
図活動服の部を次のように改める。

活動服

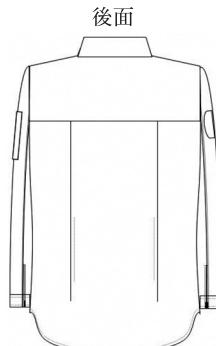
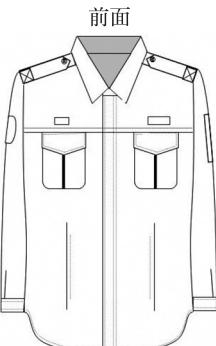
上衣



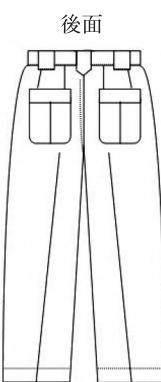
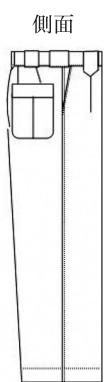
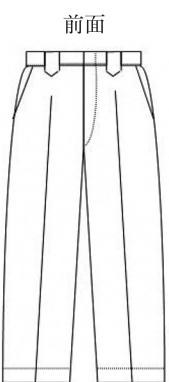
ズボン

冬救急服

上衣



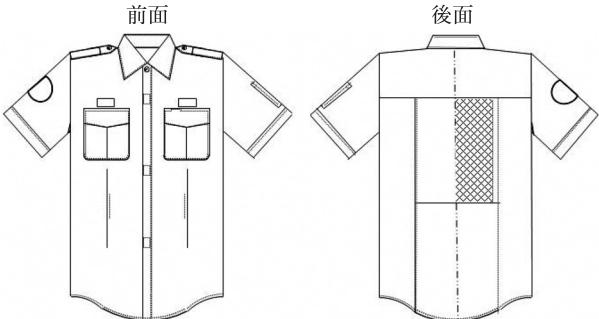
ズボン



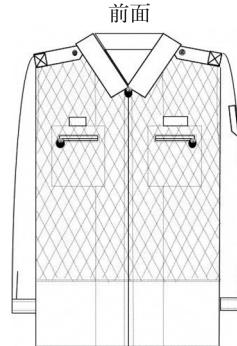
図冬救急服の部の次に次のように加える。

夏救急服

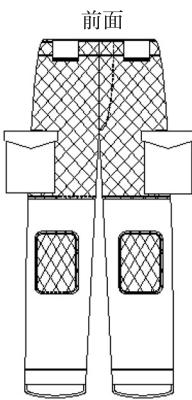
上衣

救急服

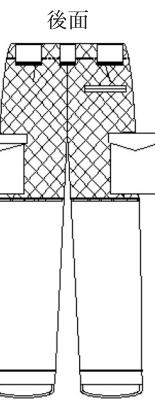
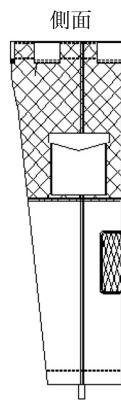
上衣



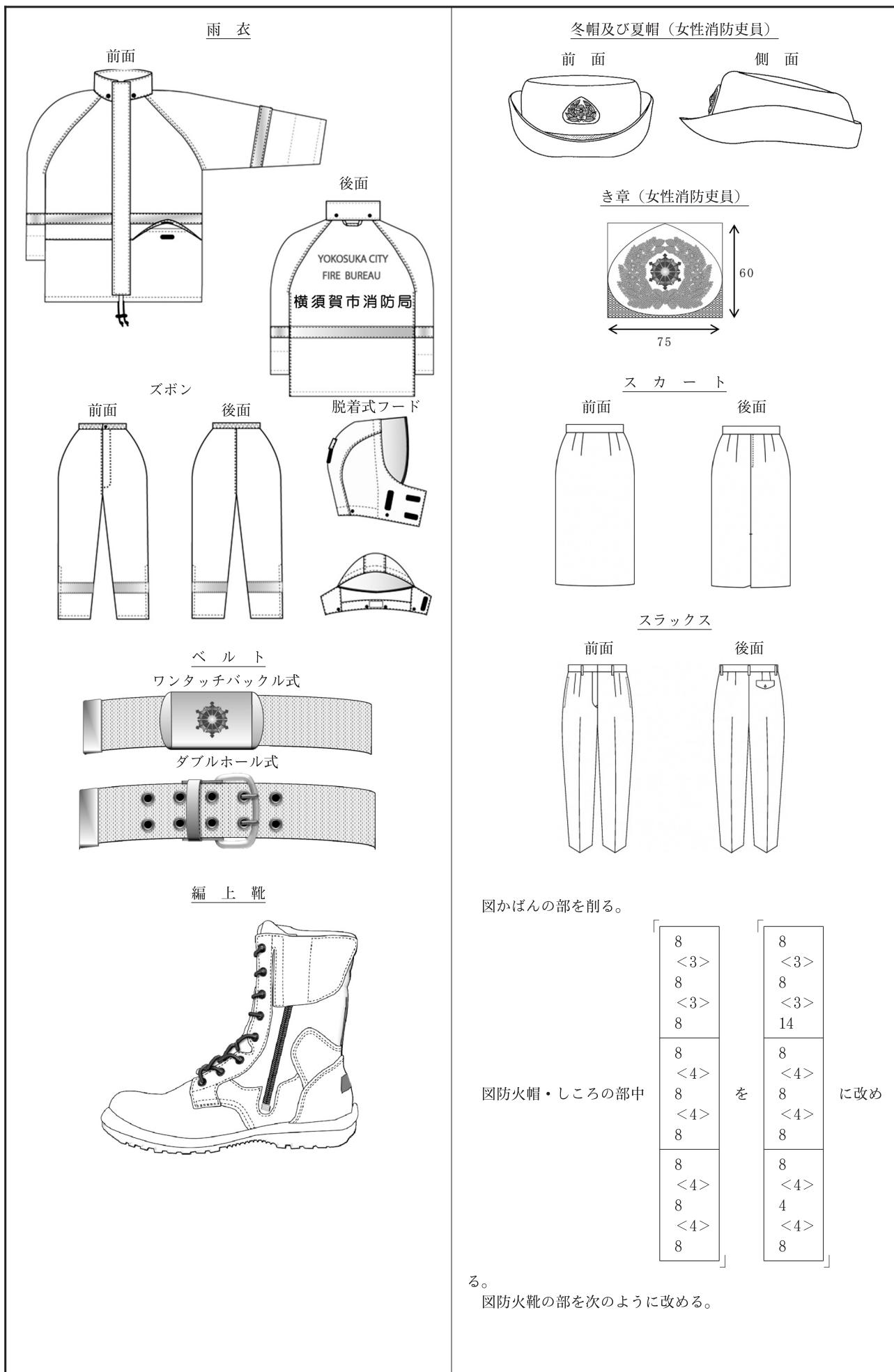
ズボン



側面



図雨衣の部、ベルトの部、編上靴の部、冬帽及び夏帽（女性消防吏員）の部、き章（女性消防吏員）の部、スカートの部及びスラックスの部を次のように改める。



防 火 靴



附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第2号

火災予防事務処理規程（昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

第4条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項中「署長」とあるのは、「予防課長」とする。

別表第3中「水素ガス充てん気球設置（変更）届」を「水素ガス充てん気球設置調査書」に改める。

第6号様式中「届出者住所・氏名」を「届出者」に改める。

第11号様式中

厨房設備設置届	露店等の開設届	
温風暖房機設置届	少量危険物貯蔵取扱届	
ボイラー等設置届	少量危険物貯蔵取扱廃止届	
給湯湯沸設備設置届	指定可燃物貯蔵取扱届	
乾燥設備設置届	指定可燃物貯蔵取扱廃止届	
サウナ設備設置届	灯油・塗料販売取扱者（変更）届	
燃料電池発電設備設置届	核燃料物質貯蔵・取扱（変更）届	
ヒートポンプ冷暖房機設置届	核燃料物質貯蔵・取扱（変更）届	
火花を生ずる設備設置届	放射性物質貯蔵・取扱（変更）届	
放電加工機設置届	火薬類貯蔵・取扱（変更）届	
変電設備設置届	毒物及び劇物貯蔵・取扱（変更）届	
急速充電設備設置届	高圧ガス貯蔵・取扱（変更）届	
発電設備設置届	有毒ガス貯蔵・取扱（変更）届	
蓄電池設備設置届	ずい道等工事にかかる災害予防計画届	
ネオン管灯設備設置届	指定洞道等敷設（変更）届	
水素ガス充填気球設置届		
火災とまぎらわしい行為届		
煙火打上げ・仕掛け届		
催物開催届		
水道断・減水届	合 計	

を

行為届			
煙火打上げ・仕掛け届			
催物開催届			
水道断・減水届			
道路工事届	合 計		

厨房設備設置届	道路工事届	
温風暖房機設置届	露店等の開設届	
ボイラー等設置届	少量危険物貯蔵取扱届	
給湯湯沸設備設置届	少量危険物貯蔵取扱廃止届	
乾燥設備設置届	指定可燃物貯蔵取扱届	
サウナ設備設置届	指定可燃物貯蔵取扱廃止届	
燃料電池発電設備設置届	灯油・塗料販売取扱者（変更）届	
ヒートポンプ冷暖房機設置届	核燃料物質貯蔵・取扱（変更）届	
火花を生ずる設備設置届	放射性物質貯蔵・取扱（変更）届	
放電加工機設置届	火薬類貯蔵・取扱（変更）届	
変電設備設置届	毒物及び劇物貯蔵・取扱（変更）届	
急速充電設備設置届	高圧ガス貯蔵・取扱（変更）届	
発電設備設置届	有毒ガス貯蔵・取扱（変更）届	
蓄電池設備設置届	ずい道等工事にかかる災害予防計画届	
ネオン管灯設備設置届	指定洞道等敷設（変更）届	
水素ガス充填気球設置届		
火災とまぎらわしい行為届		
煙火打上げ・仕掛け届		
催物開催届		
水道断・減水届	合 計	

改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第3号

火災予防違反処理規程（平成14年横須賀市消防局訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

第1条中「横須賀市火災予防条例」を「火災予防条例」に改

める。

第9条第1項第1号中「是正意志」を「是正意思」に改める。

第12条の3中「命令事項の全部又は一部が履行され」を削る。

第28条第3項中「登記事項証明書」を「登記事項証明書等」に、「登記事項証明書交付依頼書」を「登記事項証明書等交付依頼書」に改める。

第31条中「違反関係書類」を「違反処理関係書類」に改める。

第27号様式中「登記事項証明書交付依頼書」を「登記事項証明書等交付依頼書」に、「2 建物登記簿謄本通」を

「2 建物登記簿謄本 通
3 土地登記簿謄本 通
4 地図・公図証明書 通
5 建物図面・各階平面図証明書 通」

「建物の所在」の次に「(建物の場合は、地番)」を、「家屋番号」の次に「(建物図面・各階平面図の場合)」を加える。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第4号

防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程(平成29年横須賀市消防局訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

第4条第2項を削る。

第5条第1項第2号中「であり、その者の押印がされている」を「である」に改める。

第6条第2項第2号前段中「若しくは省令」を「、省令」に、「維持台帳等」を「維持台帳若しくは省令第51条の12第1項に規定する防災管理維持台帳等」に改める。

第7号様式中「第9条の2第1項ただし書き」を「第9条の3第1項ただし書き」に、「除く」を「除く。」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第5号

火災調査規程(平成30年横須賀市消防局訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

第2条中「警防対策」を「警防活動」に改める。

第3条第3号中「現場見分」を「実況見分」に改め、同条第6号中「職員」を「消防職員」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 調査班長 調査員を指揮監督し、組織的な調査を統括する消防署の消防職員をいう。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「供述」を「申述」に改める。

第6条の見出しを「(署長の責務)」に改め、同条第1項本文中「管轄区域内」の次に「において発生した火災」を加え、同項ただし書中「わたる」の次に「火災の」を加える。

第7条を次のように改める。

(副署長の責務)

第7条 副署長は、火災調査業務を適切に進捗管理するため、調査員に対して必要な指導及び助言をしなければならない。

第8条中「消防局警防課長」を「警防課長」に改める。

第9条中「及び局調査員(以下「調査員等」という。)」を削り、同条に次の2項を加える。

2 署長は、火災の規模、社会的影響等を勘案して調査上必要があると認める場合は、副署長又は分署長に調査班の総指揮を執るよう命じることができる。

3 副署長又は分署長は、前項の規定による命令を受けた場合

は、調査業務の総合的な進捗管理を行う。

第10条第1項中「課長又は」を削り、「調査員等」を「調査員」に改め、同条第2項本文中「課長又は」を削り、「調査の指揮を行ふもの(以下「班長」という。)」を「調査班長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 署長は、消防署の消防職員のうちから別に定める要件に該当する者を調査員として指名する。

第11条第1項を削り、同条第2項中「求める」を「要請する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第12条の見出しを「(管轄区域外からの支援)」に改め、同条第1項中「専門的な技術及び知識が必要である」を「必要がある」に、「局調査員及び局職員(以下「局調査員等」という。)の派遣」を「消防局の消防職員の支援」に改め、同条第2項中「局職員の派遣に係る応援」を「当該他の課の消防職員の支援」に改め、同条第3項中「要請」を「規定による要請」に、「局調査員等」を「消防局の消防職員」に、「指導及び協力」を「支援」に改め、同条第4項中「消防局長(以下「局長」という。)」を「消防長」に、「局調査員等」を「消防局の消防職員」に改める。

第13条第1項中「原因究明」を「火災原因の究明」に改め、「という。)」の次に「の支援」を加え、同条第2項中「課長又は」を削り、同条第3項中「課長」を「署長」に改める。

第14条第1項中「局長」を「消防長」に改め、同条第3項中「に係る応援を求める」を「を要請する」に改める。

第15条中「局長」を「消防長」に改め、「及び局調査員等」を削る。

第16条(見出しを含む。)中「調査員等」を「調査員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 調査員は、調査の業務を遂行するに当たって、関係者等の心情、置かれている状況等に鑑み真摯に対応するとともに、関係者等に不利益が生じないよう十分配慮しなければならない。

第17条及び第18条中「調査員等」を「調査員」に改める。

第19条の見出しを「(関係機関との協力)」に改め、同条中「調査員等」を「調査員」に改める。

第20条第1項中「調査員等」を「調査員」に改める。

第21条第1項ただし書中「供述」を「申述」に、「と判断される」を「など特段の事情があると認められる」に改め、同条第3項本文中「現場見分の」を「火災現場の調査における」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「次」を「、次」に改める。

第25条の見出しを「(焼損程度の判定)」に改め、同条各号列記以外の部分中「焼損の程度」を「焼損程度の判定について」に改める。

第29条第1項中「、火災」を削り、「死亡又は」を「死亡し、又は」に改める。

第30条中「は、火災報告取扱要領(平成6年消防災第100号消防庁長官通知)に規定される分類表によるものとする」を「の取扱いについては、別に定める」に改める。

第31条第1項中「火災」を「火災現場」に改め、同条第2項中「調査員等」を「調査員」に、「現場に」を「火災現場に」に改め、同条第3項中「課長又は」を削り、「消防隊の」を「消防隊等の」に改め、「ある」の次に「と認める」を加える。

第33条第1項中「課長又は」を削り、「調査員等」を「調査員」に改め、同条第2項を削る。

第34条の見出しを「(現場立会人等)」に改め、同条第1項ただし書中「警察」を「警察官」に改め、同条第4項中「前3項」の次に「の規定」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定により調査を実施した場合は、その結果を別に定める方法により書面に記録するものとする。

第35条第1項中「現場見分状況及び火災出動時」を「火災現場の見分状況、火災出動時」に、「並びに関係者等の供述」を「、関係者等の申述等」に改め、同条第3項中「供述」を「申述」に改める。

第36条を次のように改める。

(出火原因の判定)

第36条 出火原因の判定は、前条の規定により発掘された物件等の鑑識等の結果、出火箇所付近の焼損状況、延焼経路、火災出動時の見分状況、関係者等の申述等により知り得た事實に基づいて総合的かつ科学的に検討して行うものとする。

第37条第1項中「課長又は」を削り、「調査員等」を「調査員」に改め、同条第2項中「著しく現状と」を「火災現場の状況と著しく」に改める。

第38条前段中「班長」を「調査班長」に、「調査現場」を「火災現場」に、「関係者に」を「関係者及び立会人に」に、「供述」を「申述」に改め、同条後段中「危険防止」の次に「及び風雨による焼損物の飛散防止」を加える。

第39条を次のように改める。

(鑑識等)

第39条 署長は、鑑識等を行うことが必要と判断した場合は、関係者の承諾を得て鑑識等を行うものとする。

第40条中「課長又は」を削り、「及び火災」を「を求め、及び出火」に改め、「物件等の」の次に「関係者の了承を得た上で当該物件等の」を加える。

第41条中「火災調査資料提出命令書により」を削る。

第42条第1項中「課長及び」を削り、「保管品台帳に提出年月日、品名等を記載し、当該資料に調査資料保管票を付し、」を「別に定める方法により当該資料を」に改め、同条第2項中「鑑識等」を「署長は、鑑識等」に改め、「よう努める」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、返還しない特段の事情があると認められる場合は、この限りでない。

第43条中「火災調査関係事項照会書」を「別に定める方法」に改める。

第44条中「課長及び」を削る。

第45条の見出しを「(火災調査の速報)」に改め、同条中「火災概報」を「火災調査概報」に改める。

第46条第1項第3号から第14号までを次のように改める。

(3) 火災出動時における見分調査書

(4) 実況(鑑識)見分調査書

(5) 実況見分状況書

(6) 質問調査書

(7) 防火管理等調査書

(8) 死者に係る調査書

(9) 負傷者に係る調査書

(10) り災申告書

(11) 損害調査書

(12) (木造・耐火建物)損害算定書

(13) 車両等損害算定書

(14) 関係機関及び製造業者等から提出された資料、報告書等第46条第1項第15号を削る。

第47条本文中「調査員等」を「調査員」に改め、「局長及び」を削り、同条ただし書き中「その旨及びその理由を局長及び」を「調査班長がその旨を」に改める。

第48条第1項中「課長及び」を削り、同条第2項中「写真陰画」を「写真」に改める。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

第53条中「調査結果」を「予防課長と連携して調査結果」に改める。

第55条第1項中「開示請求等」を「公開請求等」に、「局長」を「消防長」に、「回答する」を「回答等をする」に改める。

第56条第1項及び第2項中「調査員等」を「調査員」に、「局長」を「消防長」に改める。

第59条中「局長」を「消防長」に改める。

第60条の見出しを「(調査活動)」に改め、同条中「発行」を「早期発行」に、「火災損害調査」を「損害調査」に、「火災調査活動」を「調査活動」に改める。

第61条(見出しを含む。)中「調査員等」を「調査員」に改

める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第6号

救急業務規程(平成24年横須賀市消防局訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

第18条中「救急活動記録票」を「救急活動記録票(救急救命処置録)」に改める。

第24条第5項中「救急活動記録票等」を「救急活動記録票(救急救命処置録)等」に改める。

第28条第2項中「救急活動記録票」を「救急活動記録票(救急救命処置録)」に改める。

第30条第2項中「協力者等」を「協力者等の」に改める。

第31条第2項中「平成27年消防局訓令甲第3号」を「平成27年横須賀市消防局訓令甲第3号」に改める。

第40条中「救急活動記録票」を「救急活動記録票(救急救命処置録)」に改める。

第51条第1項後段中「個人情報保護条例」を「横須賀市個人情報保護条例」に改め、同条第2項中「救急活動記録票」を「救急活動記録票(救急救命処置録)」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

議会規程

横須賀市議会公印規程(昭和44年2月25日制定)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市議會議長 大野忠之

第3条第1項中「別表の」を「別表第1に掲げる」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前項の電子計算機による公印及び別に定める印影の印刷については、朱印としないことができる。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 電子計算機に記録する公印の名称、形式番号、形式、書体、寸法、管守者及び使用区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表公印の名称の項中「形式」を「形式番号」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条第2項関係)

公印の名称	形式番号	形式	書体	寸法(ミリメートル)	管守者	使用区分
横須賀市議會議長印	1	横須賀市議會議長印	てん書	方21	総務調査課長	庶務事務システムによる人事異動通知書

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第5号

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則

等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する等の規則
(教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則(平成5年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に委任する事務等に関する規則(平成15年横須賀市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。以下同じ。)」を加える。

(教育委員会の所管に係る公文書管理規則の一部改正)

第3条 教育委員会の所管に係る公文書管理規則(平成22年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加え、本則中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第4条 教育委員会職員の勤務時間に関する規則(昭和53年横須賀市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加える。

別表美術館(下記以外の職員)の項及び美術館(学芸業務を担当する職員)の項を削る。

(美術館条例施行規則の廃止)

第5条 美術館条例施行規則(平成19年横須賀市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第6号

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則(平成13年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表支援教育課の項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同表保健体育課の項中「昭和51年横須賀市規則第7号」を「昭和51年横須賀市教育委員会規則第7号」に改め、同表第4項の表美術館運営課の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第7号

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を改正する。

員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加える。

第14条及び第15条を削り、第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条の2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条を第9条とする。

第7条教育指導課の部第11号中「学校評議員」を「学校運営協議会及び学校評議員」に改め、同条支援教育課の部第10号中「奨学支援金」の次に「及び交通遺児奨学金」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の2を第6条とする。

第21条第2号の表中

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
横須賀市子どもも読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子どもも読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評議委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評議委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

を

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
---------------	--------------------------------------	-------

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第8号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則(平成20年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「市民部長」を「民生局地域支援部長」に改める。

第1条中「市民部長」を「民生局地域支援部長(以下「地域支援部長」という。)」に改める。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「市民部長」を「地域支援部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第9号

横須賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

横須賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

横須賀市教育委員会公印規則（昭和35年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項の電子計算機による公印及び第7条の規定による印影の印刷については、朱印としないことができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

（公印の調製及び改刻）

第6条 公印を調製し又は改刻しようとする場合は、教育総務部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により調製し又は改刻した公印は、教育総務部総務課備付けの公印台帳の登記を経なければならない。
（印影の印刷）

第7条 定例的な府外文書又は一時に大量に発送を必要とする同一府外文書であって、公印を押印すべきもののうち、教育総務部総務課長が印影を印刷することが適当であると認めたものは、公印の押印に代えて印影又はその縮小したものを作成することができる。この場合において、公印の印影の原版は、教育総務部総務課長が管守する公印（管守者が各校長又は各幼稚園長である公印の印影の原版にあっては、当該管守者が管守する公印）を使用するものとする。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、使用する文書（印刷発注の文書については、増刷の場合を含む。）ごとに、教育総務部総務課長の承認を受けなければならない。

3 第1項の印刷を終了したときは、速やかに印刷に使用した公印の印影の原版を教育総務部総務課長に提出するものとし、及び当該印影を記録した電磁的記録を廃棄するものとする。

4 公印の印影を印刷した文書は、当該事務の所管課長等が厳重に保管し、不用となったときは、速やかに、焼却、裁断等の適当な方法により廃棄しなければならない。

本則に次の3条を加える。

（電子計算機による公印）

第8条 事務処理上必要があると教育長が認めるときは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したものを使用することができる。

2 電子印影を使用しようとするときは、電子印影を使用しようとする文書ごとに教育総務部長の承認を受けなければならない。

3 管守者は、電子印影を厳正に管理しなければならない。
（公印の廃棄等）

第9条 公印が磨滅、き損等により使用に耐えなくなったとき又はその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。

2 公印を廃棄する場合は、その公印を添えて教育総務部長に届け出なければならない。

3 電子印影を使用しなくなったときは、当該電子印影を消去し、その旨を教育総務部長に届け出なければならない。
（その他の事項）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

別表第1 横須賀美術館之印の項を削り、同表中

横須賀美術館長之印	21	てん書	方35	美術館運営課長	1
横須賀美術館長之印	22	てん書	方21	美術館運営課長	1
横須賀市教育研究所之印	23	てん書	方30	教育研究所長	1

横須賀市教育研究所之印	20	てん書	方30	教育研究所長	1
-------------	----	-----	-----	--------	---

改め、同表横須賀市教育研究所長之印の項中「24」を「21」に

改める。

別表第2 中

(20)	(21)	(22)	(23)
横須賀美術館之印	長美横之術須印館賀	横須賀美術館長之印	横須賀市教育研究所之印

(20)	横須賀市教育研究所之印	に、「(24)」を「(21)」に改める。
------	-------------	----------------------

別表第3 公印の名称の項の次に次のように加える。

横須賀市教育委員会之印	1	横須賀市教育委員会之印	てん書	方35	総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
-------------	---	-------------	-----	-----	------	--------------------

別表第3 横須賀市教育委員会教育長之印の項中「1」を「2」に改め、同表横須賀市教育委員会教育長職務代理者之印の項中「2」を「3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉聰

列記事項第1項中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加える。

列記事項第2項第7号中「中学校完全給食の実施」を「学校給食センターの管理」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第2号

教育委員会専決規程等の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉聰

（教育委員会専決規程の一部改正）

第1条 教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。）」を加える。

第4条第1項及び別表第1注に関する部分第1項中「、美術館運営課長」を削る。

別表第2第4項の表以外の部分中「及び美術館」を削る。

別表第3美術館の項を削り、同表注に関する部分中「、美術館運営課長」を削る。

（教育委員会の所管に係る公文書管理規程の一部改正）

第2条 教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加える。

第2条第2項第2号エを削り、同号オを同号エとする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第3号

学齢児童生徒の就学に関する取扱規程（昭和33年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聰

第6条第2項中「市民部窓口サービス課長」を「民生局地域支援部窓口サービス課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会告示**横須賀市選挙管理委員会告示第4号**

横須賀市選挙管理委員会規程（昭和31年横須賀市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正します。

令和4年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

第29条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項の電子計算機による公印については、朱印としないことができる。

第29条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電子計算機に記録する公印の名称、形式番号、形式、書体、寸法、管守者及び使用区分は、別表第3に掲げるとおりとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第29条第3項関係）

公印の名称	形式番号	形 式	書体	寸法 (ミリメートル)	管守者	使用区分
横須賀市選挙管理委員会印	1	横須賀市選挙管理委員会印	てん書	方21	選挙管理課長	庶務事務システムによる人事異動通知書

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

土地開発公社公告**横須賀市土地開発公社公告第1号**

令和4年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定めました。

令和4年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 島内太郎

令和4年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等の事業を次のとおり行うものとする。

1 用地管理事業

佐原地区文教施設建設用地

管理予定面積 10,000.31 m²

2 用地取得事業

上町坂本線道路改良事業（臨時分）

取得予定面積 200 m²

3 用地賃貸事業

馬堀海岸地区賃貸用地

賃貸予定面積 12,682.09 m²

横須賀市土地開発公社公告第2号

令和4年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めました。

令和4年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 島内太郎

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 事業収益	37,809千円
第1項 営業収益	37,800千円
第2項 営業外収益	9千円
支	出
第1款 事業費用	19,570千円
第1項 販売費及び一般管理費	7,310千円
第2項 営業外費用	12,260千円
(資本的収入及び支出)	
第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収	入
第1款 資本的収入	12,959千円
第1項 雜入	12,959千円
支	出
第1款 資本的支出	67,880千円
第1項 公有地取得事業費	67,880千円